

アゼリー江戸川居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

- 第1条 社会福祉法人江寿会が開設するアゼリー江戸川居宅介護支援事業所（以下、「事業所」とう。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業者の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う
- 一 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるように中立公正な立場でサービスを調整する。
- 二 事業の実施に当たっては、江戸川区その他関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービス事業者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を務めるものとする。

（事業所の名称等）

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 名称 アゼリー江戸川居宅介護支援事業所
- 所在地 江戸川区本一色2丁目13番地25号  
（特別養護老人ホーム アゼリー江戸川1階）

（職員の職種、配置）

- 第4条 事業所に次の職員を置く。
- 一 管理者 介護支援専門員 1名
- 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援の事業に従事する。
- 二 介護支援専門員 常勤 3名以上
- 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる

（営業日及び営業時間）

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 営業日 月曜日から土曜日
- 一 ただし、休日（12月31日から1月3日までを含む）を除く
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで
- 三 24時間連絡体制 営業時間以外は、当事業所の介護支援専門員が輪番制で、下記連絡先にて24時間連絡可能な体制を確保する。
- 時間外連絡先 03－5607－0489

（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

- 第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生省が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受理サービスである時は、利用料を徴収しない。
- 一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅介護サービス計画書を作成する。当該地域における指定居宅サービス事業所に関するサービスの内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及びサービス事業所に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整を行う。利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。
- 二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、おおむね月に一回程度（状況の変化が著しい場合を除く）訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業所との連絡調整その他便宜の提供を行う。
- 三 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当国会議を当該事業所などで開催し、担当者から意見を求めるものとする
- 四 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法などについて、理解しやすい説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- 2 次条の通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- 一 江戸川区内は、無料とする
- 二 区境を越えて、片道おおむね5キロメートル以上の場合は、一律往復700円とする。
- 三 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章の署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

- 第7条 通常の事業の実施地域は江戸川区の中央地区（松島・本一色・上一色・中央・松本・興宮町・大杉・西一之江1～2・一之江1）、葛飾区一部（新小岩1～4）とする。

（秘密保持）

- 第8条 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、漏らしてはならない。
- 2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

（事故発生時の対応）

- 第9条 事業所は、利用者に対し指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には適切かつ速やかに利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

- 第10条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。
- 2 提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により区市町村のが行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した指定居宅介護支援に係る苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第11条 事業所は利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（職場におけるハラスメント防止）

- 第12条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生等において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、業務継続計画という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（虐待防止のための措置に関する事項）

- 第14条 利用者の人権擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し研修を実施するための措置を講じる。虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の処置を講じる。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができる）設置する。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業員に対し、虐待の防止をするための研修を定期的実施する。
- 四 上記、措置を適切に実施するための担当者の設置。

（衛生管理等）

- 第15条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。
- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

（その他の運営についての留意事項）

- 第16条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会の設定に努めるものとする。
- 2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所の管理者が社会福祉法人江寿会に協議して定めるものとする。

（第三者評価の実施について）

第三者評価の実施日 令和元年10月29日 （調査機関）日本介護情報機構株式会社

附則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。  
平成18年9月1日に一部改訂  
平成27年5月1日に一部改訂  
令和3年4月1日に一部改訂  
令和5年4月1日に一部改訂  
令和8年4月1日に一部改訂